

## 再エネ特措法改正による説明会等の FIT/FIP 認定要件化

金融ニューズレター

2024 年 3 月 7 日号

執筆者:

[川本 周](#)

[a.kawamoto@nishimura.com](mailto:a.kawamoto@nishimura.com)

### 目次

- I はじめに
- II 説明会等を要する再エネ発電事業
- III 説明会の手続
- IV 事業計画の変更と説明会等

## I はじめに

2024 年 4 月 1 日に「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（GX 脱炭素電源法）に基づく再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）の改正が施行される。いくつかの重要な改正が含まれているが、特に注目されるのが周辺地域の住民らに対する説明会等の認定要件化である。新たに FIT/FIP の認定を受ける場合だけでなく、既に FIT/FIP 認定を受けている事業が一定の重要事項を変更する場合にも説明会等が必要となるため、FIT/FIP の再エネプロジェクトに対するプロジェクトファイナンス実務への影響も大きい。本ニューズレターでは、説明会等に係る改正について、その概要を紹介する。

## II 説明会等を要する再エネ発電事業

改正法によると、FIT/FIP 認定を新規に受ける場合、及び、FIT/FIP の認定を受けた事業において一定の重要な事項を変更する場合、原則として周辺地域の住民らに対する事前周知が必要となる。例外として事前周知が不要となるのは、出力 10kW 未満の太陽光発電事業、屋根設置太陽光発電事業<sup>1</sup>、及び再エネ海域利用法の適用事業のみである<sup>2</sup>。

事前周知として必要になる措置としては、「説明会」と、より簡素な「事前周知措置」の 2 種類がある。以下では、改正法の施行に先立ち 2024 年 2 月 20 日に公布された「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）における用語法に従い、「説明会」と「事前周知措置」を総称して「説明会等」と呼称する。

<sup>1</sup> 屋根設置太陽光発電事業については、ガイドライン上、説明会等の実施が努力義務として規定されている。

<sup>2</sup> 経済産業省令（令和 6 年）第 6 号による改正後の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（以下「施行規則」という。）第 4 条の 2 の 2

高圧電源（出力 50kW 以上 2,000kW 未満）及び特別高圧電源（出力 2,000kW 以上）については、事前周知措置ではなく説明会が必要となる。低圧電源（出力 50kW 未満<sup>3</sup>）においては、一定の例外<sup>4</sup>を除き事前周知措置の実施で足りる。

### III 説明会の手続

説明会から認定申請までの手続は、①市町村への事前相談を行い「周辺地域の住民」の範囲を確定する、②開催案内を実施する、③説明会を開催する、④質問募集フォームによせられた質問等に回答を行う、⑤認定申請という順序をたどる。

#### 1. 「周辺地域の住民」の範囲の確定

説明会の事前周知の対象とすべき者（周辺地域の住民）の範囲は、①実施場所<sup>5</sup>の敷地境界線から一定の距離内に居住する者<sup>6</sup>、②実施場所に隣接する土地又はその上にある建物の所有者<sup>7</sup>、及び③市町村長が必要と認める者、である<sup>8,9</sup>。

①の距離に係る定量基準は、具体的には、(i)発電設備の出力が 50kW 未満（低圧）の場合は 100m、(ii)発電設備の出力が 50kW 以上（高圧・特別高圧）の場合は 300m、(iii)環境影響評価法に基づく環境アセスメント対象事業（第一種事業に限る）の場合は上記にかかわらず 1km とされている。

実務上は、「周辺地域の住民」の範囲のうち、③の「市町村等が必要と認める者」を確定する手続が、説明会・認定申請のスケジュールに影響するため重要である。ガイドラインによると、実施場所が属する市町村に事前相談を行い、「周辺地域の住民」に加えるべき者について市町村の意見に従う必要がある。市町村への事前相談に当たっては、ガイドライン所定の様式に従った書面を提出する必要がある、説明会において配

<sup>3</sup> ただし、低圧電源であっても、敷地境界から 100m 以内に同一の事業者又は密接関係者が実施する再エネ発電事業がある場合、それら複数の電源の出力を合計して 50kW 以上となるときは、説明会の実施が必要となる（施行規則第 4 条の 2 の 3 第 1 項第 1 号八）。

<sup>4</sup> 設備の設置場所が、①認定申請許可の対象エリア、②土砂災害警戒区域又は土石流危険渓流、③条例において自然環境・景観の保護を目的として保護エリアを定めている場合の当該保護エリア、のいずれかに該当する場合は、説明会の実施が必要である（施行規則第 4 条の 2 の 3 第 1 項第 1 号口）。

<sup>5</sup> 「実施場所」とは、原則として再エネ特措法における発電設備の設置場所（地番単位）を指す。発電機のみならず、遮断機などの電気設備、バイオマス発電事業の燃料置場（ストックヤード）の場所を含むが、送電線路・管理用道路は含まない（ガイドライン第 1 条第 3 節（7 頁）、「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン（案）及び廃棄等費用積立ガイドラインの改正案」に関する意見公募における 2024 年 2 月 20 日付資源エネルギー庁回答（以下「ガイドラインパブコメ回答」という。）26 番）。

<sup>6</sup> 「居住する者」とは当該区域に住民票を有する者をいう（「再生可能エネルギー電気の利用に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案の概要」に関する意見公募における 2024 年 2 月 20 日付資源エネルギー庁回答（以下「施行規則パブコメ回答」という。）40 番）。

<sup>7</sup> 設置場所に隣接する土地・建物の所有者に関して、相続等による権利関係の複雑化への対応や個人情報保護の観点から、再エネ発電事業者が土地/建物に係る登記を確認する制度とはしないこととされている（施行規則パブコメ回答 43 番）。

<sup>8</sup> 施行規則第 4 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号

<sup>9</sup> 事前周知措置の場合は、説明会の場合と異なり、実施場所の敷地境界からの水平距離が 100m の範囲内の居住者のみが「周辺地域の住民」とされており、事業場所に隣接する土地・建物の所有者は含まれず、市町村への事前相談手続もない（施行規則第 4 条の 2 の 3 第 3 項第 1 号参照）。

布を予定している説明資料、実施場所や定量基準に基づく「周辺地域の住民」の範囲がわかる地図を添付することが求められている。説明会から認定申請に係る一連のプロセスの最初に位置する市町村への事前相談において、説明資料等の用意が必要となる点に留意されたい。

## 2. 開催案内

説明会の実施に当たっては、市町村への事前相談により「周辺地域の住民」の範囲を確定した上で、施行規則及びガイドライン所定の要件を満たした開催案内を、説明会の開催 2 週間前までに行う必要がある<sup>10</sup>。

開催案内の方法は、投函（ポスティング）若しくは戸別訪問による書面配布、回覧板への掲載、又は関係自治体の公報若しくは広報誌（紙媒体に限る）への掲載、のいずれかの方法による必要があり、これら以外の方法は認められていない<sup>11</sup>。インターネットの活用は可能であるが、その場合も上記いずれかの方法により書面による開催案内が必要であり、インターネットのみで開催案内を行うことはできない<sup>12</sup>。

また、上記の開催案内とあわせて、資源エネルギー庁のシステムを通じた開催案内を行うため、資源エネルギー庁に対して説明会の開催情報について提供する必要がある。

なお、開催案内の書面は、ガイドラインの付録 3 の様式を参考に、ガイドライン所定の事項を明示する必要がある。

## 3. 開催時期

説明会は、認定申請日の 3 か月前までに開催しなければならない。

また、周辺地域の住民への影響が大きい場合として、一定の場合は FIT/FIP 認定申請前に加えて、事業実施の早期段階等においても説明会の開催が必要とされている<sup>13</sup>。

## 4. 説明項目と説明事項

再エネ特措法施行規則によると、以下の説明項目について必要かつ適切な説明・周知を行うことが説明会・事前周知措置の要件とされている<sup>14</sup>。各説明項目に係る説明事項については、ガイドラインにおいて詳細な定めがある。

<sup>10</sup> 施行規則第 4 条の 2 の 3 第 2 項第 2 号。なお、説明会の対象とすべき「周辺地域の住民」に対して開催案内が行われなかった場合は、認定の要件を満たさない（ガイドライン第 3 章第 3 節（12 頁））。

<sup>11</sup> 施行規則第 4 条の 2 の 3 第 2 項第 2 号

<sup>12</sup> 施行規則パブコメ回答 14 番、ガイドラインパブコメ回答 56-58 番

<sup>13</sup> ①FIT/FIP 認定の申請要件とした許認可が必要となる場合は、FIT/FIP 認定申請前に加えて、当該許認可申請前の段階において説明会の開催を要する（施行規則 4 条の 2 の 3 第 2 項第 7 号イ）。②法アセス・条例アセスの対象となる場合、FIT/FIP 認定申請前に加えて、配慮書作成前の段階においても説明会の開催を要する。さらに、FIT/FIP 認定後、評価書の公告から工事着手までの期間に、環境アセスメントの結果を踏まえた事業内容等を説明するための説明会の開催を要する（施行規則 4 条の 2 の 3 第 2 項第 7 号ロ・ハ）。③条例において、自然環境・景観の保護等を目的として、再エネ発電事業の実施に当たっての開発や、再エネ発電設備等の工作物の設置に当たっての許認可・届出等を求めている場合、FIT/FIP 認定申請前に加えて、条例に基づく許認可取得等から工事着手までの間にも、説明会の開催を要する（施行規則 4 条の 2 の 3 第 2 項第 7 号ニ）。

<sup>14</sup> 施行規則第 4 条の 2 の 3 第 2 項第 3 号、第 3 項第 2 号

- ① 再エネ発電事業計画の概要
- ② 関係法令の規定の遵守に関する事項
- ③ 再エネ発電設備の設置場所についての使用権原の取得に関する事項
- ④ 再エネ発電設備の設置のための工事の概要
- ⑤ 関係者（主な出資者を含む）に関する事項
- ⑥ 周辺地域の安全、良好な景観、自然環境及び生活環境に対して及ぼしうる影響並びにその予防措置の内容
- ⑦ 廃棄物の撤去その他の処理に関する事項
- ⑧ （重要な事項を変更するときは）地方公共団体等との間で締結した協定等の承継その他の円滑かつ確実な事業承継に関する事項

なお、ガイドラインによると、上記⑤の「関係者」としての「主な出資者」とは、(i)認定事業者の社員（認定事業者が持分会社の場合）、(ii)認定事業者に対する議決権を保有する株主のうち上位5位までの者（認定事業者が株式会社の場合）、(iii)認定事業者に対する匿名組合出資のうち上位5位までの出資持分を保有する者、(iv)上記(i)～(iii)の者の親会社（財務諸表等規則第3項に規定する親会社をいう）とされている<sup>15</sup>。従前、必ずしも外部に開示されていなかった情報であるため留意されたい。

説明会において説明した内容が、説明会后、実際に行われた再エネ発電事業と異なる場合は、虚偽の説明を行ったものとして、認定を行わず、又は認定を取り消すなどの厳格な対応を行うものとされている<sup>16</sup>。また、再エネ発電事業の概要の説明に関して、当該再エネ発電事業が入札対象電源である場合には、入札の競争性に影響を与える説明（特定の入札回に参加する旨等）がなされないように留意することとされており<sup>17</sup>、入札案件においては注意が必要である。

## 5. 説明会の議事等

### (1) 出席者

説明会には再エネ発電事業者自身の出席が求められ、事業者が法人の場合は、法人の役員又は従業員のうち十分かつ適切な説明をすることができる者が出席し、説明することが必要とされている。専門的・技術的知見を有する委託事業者等が同席する場合であっても、説明の責任主体は事業者自身であって、事業者自身が説明をするものとされている<sup>18</sup>。再エネ発電事業者のうち主たる説明者や質疑応答に対応する主たる者、及び周辺地域の住民については、対面での参加が必要であるが、補足的に説明を行う者や、質疑応答に補足的に対応する者はオンライン会議ツールを使用して遠隔地から参加することが認められる<sup>19</sup>。

<sup>15</sup> ガイドライン第3章第4節2（14頁）。なお、再エネ発電事業者が、説明会の開催について、委託等により他者に代理させることはできず、また、再エネ発電事業者がSPCである場合には、当該SPCの代表者が説明をするなど、当該SPC自身が主体となる形で説明が行われることが必要とされている（施行規則パブコメ回答55番、ガイドラインパブコメ回答84番）。

<sup>16</sup> ガイドライン第3章第4節1（13頁）

<sup>17</sup> ガイドライン第3章第4節2（14頁）

<sup>18</sup> ガイドライン第3章第5節1（20頁）

<sup>19</sup> 施行規則パブコメ回答53番、ガイドラインパブコメ回答85番

## (2) 質問等への対応

説明会においては、参加者からの質問及び意見（以下「質問等」という。）に回答するための質疑応答の機会を確保すること、当該質問等に誠実に対応することが求められる<sup>20</sup>。ガイドラインによると、「誠実な対応」には、次のような要素が含まれ、これに違反した場合は、認定を行わず、又は認定を取り消すなどの厳格な対応を行うものとされている<sup>21</sup>。

- ・ 事実に基づき正確に説明すること。
- ・ 客観的かつ具体的に回答すること。
- ・ 回答の理由や背景についても言及すること。
- ・ 回答することで、個人情報・プライバシー・権利等を侵害するおそれが認められる質問等については、可能な範囲内で回答すること。回答を控える場合は、その理由を説明すること。

## (3) 録音・録画

説明会の議事全体について、全景の録音及び録画を記録媒体に記録し、当該記録媒体を FIT/FIP 期間が終了するまで適切に保管することが求められる<sup>22</sup>。認定申請に際して提出した資料の記載事項に関して事後的に客観的な検証が必要となった場合に、資源エネルギー庁の求めに応じて提出できるようにするためである。また、ガイドライン上、録音・録画を対外的に公表することは禁止されており、「事業者が録音・録画を対外公表した場合は、適切な管理を行っていないものとして認定を行わず、又は認定を取り消すなどの厳格な対応を行う」とされている<sup>23</sup>。

## (4) 質問募集フォームの設置

説明会の開催後、2 週間以上の期間において質問等を受け付けたうえで、当該質問等に対して書面をもって誠実に回答することが求められる<sup>24</sup>。個別の回答を各質問提出者に対して行うのではなく、原則的に、開催案内で採用したのと同じ方法で行うこととされている<sup>25</sup>。

## 6. 説明会後の認定の申請

説明会等の対象となる再エネ発電事業計画の認定申請においては、説明会等を実施したことを証するために必要な報告書その他の書類の添付が必要である<sup>26</sup>。ガイドラインによると、具体的な添付書類は、①「周辺地域の住民」の範囲に係る資料、②開催案内に係る資料、③説明会において説明項目及び説明事項の全てについて説明を行ったことを確認できる配付資料、④説明会の出席者名簿、⑤説明会の議事録（説明会開始時

---

<sup>20</sup> 施行規則第 4 条の 2 の 3 第 2 項第 4 号

<sup>21</sup> ガイドライン第 3 章第 5 節 1（21 頁）

<sup>22</sup> 施行規則第 4 条の 2 の 3 第 2 項第 5 号

<sup>23</sup> ガイドライン第 3 章第 5 節 3（23 頁）

<sup>24</sup> 施行規則第 4 条の 2 の 3 第 2 項第 6 号。ガイドラインによると、説明会に出席した周辺地域の住民の質問等に回答することとされている（ガイドライン第 3 章第 5 節 2（21 頁））。なお、質問提出者の氏名と説明会の出席者名簿を照合し、説明会に出席した「周辺地域の住民」からの質問に回答することが求められる（施行規則パブコメ回答 60 番）。

<sup>25</sup> ガイドライン第 3 章第 5 節 2（22 頁）

<sup>26</sup> 施行規則第 4 条の 2 第 7 号の 3

から質疑時間を含む議事の全てが終了するまでの間の内容。質疑時間については逐語での議事録）、⑥質問募集フォームにおける質問等及び「周辺地域の住民」に示した回答、⑦説明会概要報告書（ガイドライン付録4の様式）<sup>27</sup>、とされている。

なお、事業者が提出した資料に虚偽が発覚した場合は、認定を行わず、又は認定を取り消すなどの厳格な対応を行うものとされている<sup>28</sup>。

## IV 事業計画の変更と説明会等

### 1. 説明会等を要する事業計画の変更

今回の改正では、新規認定の取得に際して説明会等が必要となることもさることながら、実務上影響が大きいのは、既に FIT/FIP の認定を受けている再生可能エネルギー発電事業が一定の重要な事項を変更する場合にも、説明会等が必要となる点である。

説明会等が必要となる重要な事項の変更とは、認定事業者の変更、密接関係者の変更、設置場所の変更<sup>29</sup>、認定出力・パネル容量の20%以上又は50kW以上の増加、説明会等が必要となる要件に新たに該当する場合、である<sup>30</sup>。

なお、既に FIT 制度の適用を受けている電源を FIP 制度に移行させる場合、FIP 認定要件としての説明会等は不要とされている<sup>31</sup>。

### 2. 認定事業者・密接関係者の変更

前記の通り、認定事業者や、その密接関係者の変更は、重要な事項の変更として説明会等を実施したうえでの変更認定が必要となる。

認定事業者の変更は、事業譲渡による変更の場合だけでなく、合併や会社分割による場合<sup>32</sup>、破産法等に基づく法定の倒産手続による場合、担保権の実行や任意売却の場合も含まれる。すなわち、プロジェクトファイナンスのレンダーによるステップインに際しても、説明会等が必要となる。

「密接関係者」については、施行規則では「資本関係等において認定事業者と密接な関係を有する者」と定

<sup>27</sup> 説明会概要報告書は資源エネルギー庁のシステムを通じて公表される（施行規則第7条第1項第7号）。

<sup>28</sup> ガイドライン第3章第6節（24頁）

<sup>29</sup> 地番を追加・変更する場合だけでなく、地番を削除する場合も、削除の規模にかかわらず、説明会等が必要となる。地番の分筆については、当該地番の指し示す区域が変わらない場合は「重要な変更」に該当しない（施行規則パブコメ回答80番、ガイドラインパブコメ回答122番）。

<sup>30</sup> 施行規則第8条の2

<sup>31</sup> ガイドライン第2章第2節（6頁）

<sup>32</sup> 合併や会社分割による事業者の変更については、改正法の施行前は変更認定の申請ではなく、事後変更届出の対象であった。

義されているにとどまるが<sup>33</sup>、ガイドラインにおいてはより詳細に以下の通りとされている<sup>34</sup>。

- (i) 認定事業者の社員（認定事業者が持分会社の場合）
- (ii) 認定事業者に対する議決権の過半数を保有する株主（認定事業者が株式会社の場合）
- (iii) 認定事業者に対する匿名組合出資のうち、その過半数の出資持分を保有する出資者
- (iv) 上記(i)～(iii)の者の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社をいう。）

すなわち、①認定事業者が合同会社（GK）等の持分会社である場合における社員<sup>35</sup>、②認定事業者が株式会社の場合における議決権過半数を有する株主、③認定事業者に対する匿名組合（TK）出資のうち過半数の持分保有する出資者（匿名組合員）<sup>36</sup>、及び④上記①から③までの者の親会社が、「密接関係者」とされており、かかる「密接関係者」に変更が生じる場合は、説明会等が必要となる。

### 3. 計画変更に伴う説明会等の要件

計画変更に伴う説明会等は、変更認定申請の 3 か月前までに実施しなければならない<sup>37</sup>。また、説明会等を実施するにあたり、前記Ⅲ 1.の通り、市町村への事前相談により周辺地域の住民の範囲を特定した上で、開催案内を行う必要があるため、相当の時間を要することとなるため注意が必要である。

計画変更に伴う説明会等における説明事項は、過去に再エネ特措法に基づく説明会等を行っている場合には、既に実施された説明会等における説明・周知事項から変更があった事項に係る項目を説明することで足りる<sup>38</sup>。一方、過去に再エネ特措法に基づく説明会等を行っていない場合は、再エネ特措法施行規則・ガイドラインに従い、説明項目及び説明事項の全てを説明する必要がある<sup>39</sup>。

なお、再エネ特措法に基づく説明会等は、資源エネルギー庁に開催情報を提出して行う必要があり、このシステムが 2024 年 3 月リリース予定であることから、それ以前に再エネ特措法に基づく説明会等を実施することはできない<sup>40</sup>。

また、計画変更に伴う説明会等においては、再エネ発電事業の実施に当たって地方公共団体等との間で締結した協定等の承継その他の円滑かつ確実な事業継続に関する事項についても説明又は周知することが必要と

<sup>33</sup> 施行規則第 4 条の 2 の 3 第 1 項第 1 号八

<sup>34</sup> なお、「再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ」第 12 回（2024 年 1 月 25 日開催）において、制度施行後 1 年程度のタイミングで、施行状況を踏まえたフォローアップを行っていくこと（資料 1・29 頁）、「密接関係者の範囲」に関して、制度の施行状況等を踏まえて検証をした上で、必要があるときは見直しを検討すること（資料 1・22 頁）が提案されている。

<sup>35</sup> 持分会社の社員については、業務執行社員であるか否かを問わず、また出資割合を問わず、その変更が「密接関係者の変更」として説明会等が必要となる（ガイドラインパブコメ回答 112-117 番）。

<sup>36</sup> 匿名組合出資持分の過半数とは、頭数ではなく出資金額の過半数を意味する（ガイドラインパブコメ回答 112-117 番）。

<sup>37</sup> 施行規則第 4 条の 2 の 3 第 2 項第 7 号柱書

<sup>38</sup> 施行規則第 4 条の 2 の 3 第 3 号柱書

<sup>39</sup> ガイドライン第 4 章第 2 節（28 頁）

<sup>40</sup> これに関連して、過去に周辺住民等に対して他の法令に基づく説明会や任意の説明会を実施していた場合でも、改正法に基づく計画変更に伴う説明会等においては、初回は（変更に関する項目だけでなく）全ての説明項目及び説明事項について説明が必要になると思われる。

されている<sup>41</sup>。

事業譲渡等により認定事業者が変更する場合の説明会では、「原則として、旧認定事業者と新認定事業者の双方が出席すること」とされている<sup>424344</sup>。

#### 4. 経過措置

説明会等の認定要件化に関する再エネ特措法の改正は、2024年4月1日が施行日であり、FIT/FIPの再エネ発電事業計画の認定（変更認定を含む。）が2024年4月1日以降となる場合は、原則として説明会等のFIT/FIP認定要件化の対象となる<sup>45</sup>。

2023年度の認定申請期限日<sup>46</sup>よりも後に申請されたものについては、FIT/FIP認定が2024年4月1日以降となるため、説明会等のFIT/FIP認定要件化の対象となる。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は[N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)

<sup>41</sup> 施行規則第4条の2の3第2項第3号

<sup>42</sup> ガイドライン28頁。なお、ガイドラインパブコメ131番によると、「原則として」との記載は、譲渡人が破産した場合などの法定の手続に則って事業譲渡が行われる場合を例外として想定したものであり、それ以外のやむを得ない事情を想定したものではないとのことである。

<sup>43</sup> 密接関係者が変更する場合、認定事業者の説明会への出席は必要であるが、交代した新旧の密接関係者の出席は不要とされている（施行規則パブコメ回答78番）。

<sup>44</sup> なお、認定事業者や密接関係者を変更する場合は、認定事業者又は密接関係者の変更に係る契約書締結後（こうした変更が対外的に発表される場合は、その発表後）、変更認定申請の3か月前までのタイミングにおいて説明会等を実施する（ガイドライン第4章第2節（29頁））。なお、開催案内の時期と契約書締結等との先後関係については、ガイドライン上定めはない（ガイドラインパブコメ回答127-129番）。

<sup>45</sup> 例外として経過措置が定められているのは、①施行日前に、FIT/FIP入札の落札者による事業計画提出の期限が到来する場合、②施行日前に認定申請許認可の申請をした場合の、許認可申請前の説明会等、及び③施行日前に法・条例による環境アセスの配慮書を作成した場合における配慮作成前の説明会等、に限られている（施行規則附則第2条）。

<sup>46</sup> 太陽光（10kW以上）、風力、水力及び地熱は2023年12月15日、バイオマスは12月1日。